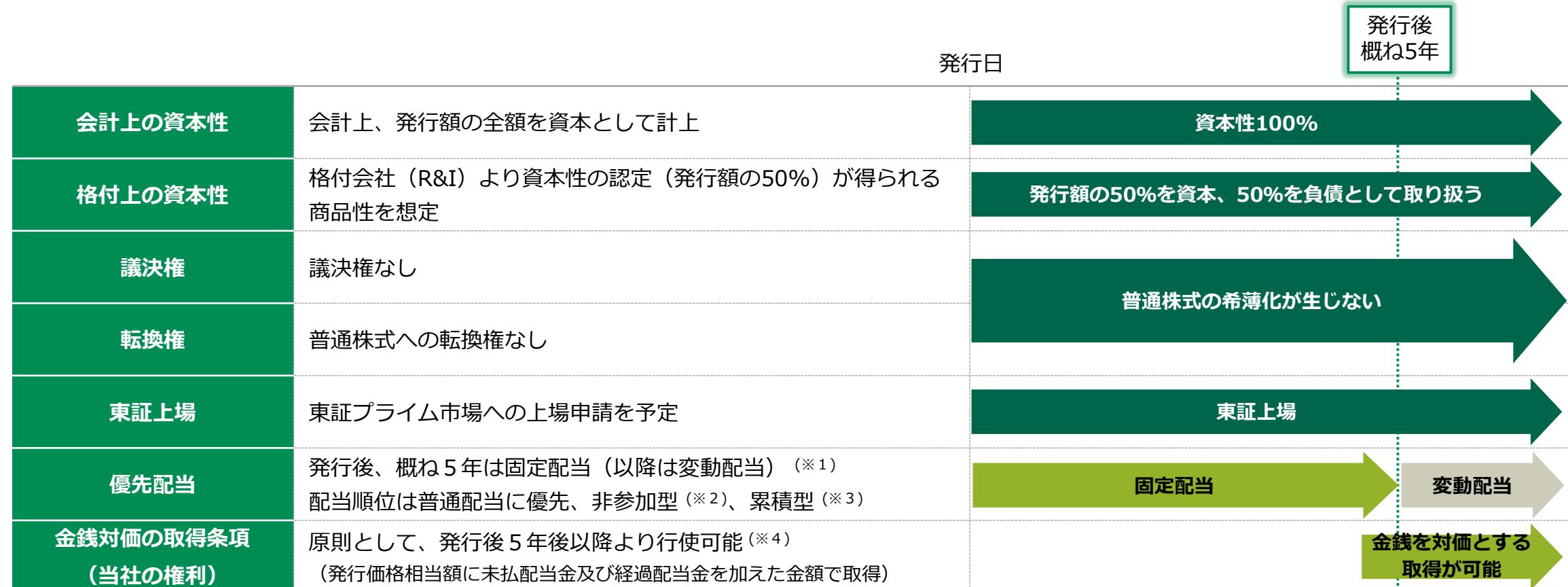


社債型種類株式に関する補足説明資料及びQ&A



社債型種類株式の特徴

社債型種類株式は会社法上の株式であり、発行により会計上/格付上の資本を拡充。
一方で、議決権や普通株式への転換権はなく、普通株主に配慮した商品性を想定。



※1 配当年率は、発行後概ね5年間は固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とします。

※2 社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

※3 社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

※4 当社が社債型種類株式を取得できる具体的な事由については、発行時に定める想定です。

財務指標等への効果・影響

社債型種類株式は、普通株式に係るROEやEPSへの影響も限定的。

配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当については一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じない。

加えて、社債型種類株式は、ネットD/Eレシオ等の低下につながり、財務健全性指標の向上に寄与。

主要な財務指標 への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る自己資本}^{(\ast 1)}}$	主な影響は 優先配当分に限定 財務健全性の向上に寄与
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る発行済株式数}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額 (普通株式)}}{\text{普通株式に係る自己資本}^{(\ast 1)}}$	
	ネットD/Eレシオ	$\frac{\text{有利子負債} - \text{現金及び預金}}{\text{自己資本 (社債型種類株式を含む)}}$	

社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当年率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	

※1 普通株式に係る自己資本は、自己資本から社債型種類株式に係る自己資本及び優先配当を控除した値になります。

社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
1. 今回、定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値向上を実現するうえでは、構造的な住宅不足を背景に市場拡大が続く海外の住宅・不動産関連事業への継続的な投資が必要であり、特に米国でのM&Aを含む投資機会の拡大が想定されることから、財務基盤を強化して財務健全性と格付を維持し、資金調達の柔軟性を確保することが主な目的です。社債型種類株式は普通株式の希薄化を回避しつつ、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充することが可能な資金調達手法であり、今後の積極的な成長投資を支えるための財務基盤を強化する上で、有用な選択肢になり得ると考えております。 こうした考えのもと、「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢として確保すべく、定時株主総会に定款変更を附議することを決定いたしました。
2. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"> 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド調達という特徴を有します。 普通株主の皆様への配慮として、社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、「社債」としての側面を有した商品性を想定しております。 社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 また今後、発行を検討する際には東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しております。
3. 当社の財務戦略において、社債型種類株式に期待する役割及び資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式は、普通株主の議決権の希薄化や普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制^(※1)しつつ、財務基盤を強化することにより、資本効率と財務健全性のバランスのとれた適正な資本負債構成を実現する選択肢であると考えております。 社債型種類株式は発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、その資本コストは発行時に決定される配当年率相当分に限定されるため、普通株式に係る株主資本コストよりも低く^(※2)、普通株主の皆様の利益に配慮した資金調達手法と考えております。
4. ハイブリッド社債との類似点及び相違点について	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&I）より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでおります。 他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東京証券取引所プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。
5. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul style="list-style-type: none"> 議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 普通株式による公募増資に比べて、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮^(※1)した調達手法です。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

※2 2026年2月13日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合の、発行から概ね5年間の資本コストについての想定となります。

社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
6. 社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるのか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 ■ そのため、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、現時点において開示している普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
7. 買収防衛策として利用されないか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策に活用できる性質ではなく、当社においてそのような想定もありません。 ■ 社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てるのも想定しておりません。
8. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点では具体的な発行時期は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しております。 ■ 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しております。
9. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点では第1回を含め、発行時期について決定している事実ではなく、将来、資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、第10回までの授権枠を確保しております。複数の回号を設定しておくことで、将来、当社が発行した社債型種類株式の取得（コール）に伴い、同様の社債型種類株式による資本性調達も可能です。 ■ 第2回以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定いたしますが、現時点においては第1回と同様に最大1,500万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。
10. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現時点では発行時期を含めて決定している事実ではなく、未定となります。なお、今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認され、第1回社債型種類株式の発行が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるもの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で検討する可能性があります。

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
11. 第1回社債型種類株式の固定配当の配当年率レンジ5%以下の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、類似する社債型種類株式・ハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しております。
12. 東京証券取引所プライム市場への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い投資家に投資いただく上で、東京証券取引所プライム市場への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
13. 第1回社債型種類株式はどこで購入できるのか	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で発行は未定ですが、第1回社債型種類株式が発行されたあつきには、各引受証券会社を通じた販売が行われる想定です。 本日提出した発行登録書では野村證券が引受証券会社として記載されておりますが、その他の引受証券会社の有無を含めた詳細は発行決議時に決定する想定です。
14. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> 当社が今後、第1回社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得（コール）するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 なお、ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降から配当がステップアップするタイミングまでに、コールされることを期待していることは十分認識しております。
15. 第1回社債型種類株式で調達する資金は、2026年2月13日に公表された米国Tri Pointe Homes, Inc.の株式取得（子会社化）資金に充当する予定か	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式の定款変更は当該買収に関わらず、中長期的な成長投資を支えるための財務基盤強化の一環として検討しております。 現時点では米国Tri Pointe Homes, Inc.の株式取得（子会社化）資金に係るパーマネントファイナンスに際し、第1回社債型種類株式の発行を含む具体的な調達手法は決定しておりません。今後の資金需要や市場環境等を総合的に勘案しつつ、最適な調達手法を検討して参ります。

免責事項

- この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
- また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出しより入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

お問い合わせ

住友林業株式会社
コーポレート・コミュニケーション部 IRグループ
icom@sfc.co.jp